

# 会 議 録

会議の名称	平成19年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成19年7月27日（金） 午後6時～7時42分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成19年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 平成19年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成19年7月27日(金)午後6時～7時42分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成19年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①子どもショートステイ事業関係 ②義務教育就学児医療費助成業務関係

③特別支援学級生徒の位置確認システム利用者台帳

(3) 諮問事項

諮問第5号 専用パソコンによる障害者自立支援給付費伝送システム接続について

諮問第6号 障害者自立支援給付費の支払事務委託について

諮問第7号 予防接種データパンチ委託について

諮問第8号 子どもショートステイ運営委託について

諮問第9号 選挙投票事務委託について

(4) その他

ア 前回諮問の「特別支援学級生徒の位置確認システムの委託」について(報告)

イ 平成18年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

ウ 審議会委員の任期満了について

エ 次回の日程について

### 4 出席者

#### 【委員】

松 行 康 夫	仮 野 忠 男	白 石 孝
戸 張 雅 子	平 沼 昌 子	丸 茂 恒 二
村 岡 輝 一	望 月 皓	森 田 健

#### 【市側】

松永総務部長

<子育て支援課>

川村子育て支援課長

神田手当助成係主任

<学務課>

福田学務課長

田中学務係主事

<選挙管理委員会事務局>

要島選挙管理委員会事務局長

<障害福祉課>

佐久間障害福祉課長補佐

土屋障害福祉係主事

<健康課>

荻原健康課長

<総務課>

河内総務課長

稲村情報公開係長

川島子育て支援係長

宮奈子育て支援係主任

鳴下学務係長

中根障害福祉係主任

高橋健康係長

河野総務課長補佐

三浦総務課主査

**【会 長】**

ただいまから、平成19年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、平成19年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に委員の皆様のお手元に草案が届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

**【総務部長】**

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出の開始に関するものが6件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第15条に基づく「専用パソコンによる障害者自立支援給付費伝送システム接続について」、同条例第27条に基づく「障害者自立支援給付費の支払事務委託について」、「予防接種データパンチ委託について」、「子どもショートステイ運営委託について」、「選挙投票事務委託について」の合計5件となっています。細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしく願いいたします。

**【会 長】**

それでは、確かにちょうだいいたします。

それでは、報告事項に入ります。審議に入る前に説明を受けたいと存じます。まず個人情報保有等届出状況報告書につきまして事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見あるいは御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと、そのような手順で進行をしたいと存じます。事務局から報告事項の説明をお願いいたします。

その前に、本日、鴨下委員、峯村委員、本荘委員が用務のため御欠席という御連絡をいただいております。

それでは、よろしく願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。今回の届出は、開始6件でございまして、廃止・変更の届出はございません。この報告書の1ページ、部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでありまして、子育て支援課5件、学務課1件の6件の開始の届出でございます。

では、2ページをお開きください。2ページは内訳となっておりますが、この内訳の最初の15-62については、右側の備考欄に「諮問第8号関係」と書いてありますので、諮問と関連する届出でございますので、後ほど諮問のときに合わせて御報告させていただきたいと思っております。

それでは、個々の届出の説明に移りたいと思っております。3ページをお開きください。2番目の15-63から4ページの15-66までの4件につきましては、義務教育就学児医療費助成業務にかかわる開始の届出でございます。この制度は平成19年10月から開始予定で、マル老、マル障と呼ばれる助成費制度がございまして、これはマル子と呼ばれるようです。小学校1年から中学校3年の義務教育就学児に係る医療費の自己負担額3割のうちの1割を助成するものでして、これについては保護者の所得制限が導入されております。8ページに制度の概要の資料がございまして。

届出は、医療証交付申請書（兼現況届）、申請事項変更（消滅）届、医療証再交付申請書、医療助成費支給申請書の4件でございます。個人情報の内容につきましては、氏名・生年月日・住所等で、届出書の個人情報の内容欄に記載されているとおりでございます。

このうち3件は、申請時に添付書類を付けることになっておりまして、添付書類の個人情報については5ページから7ページに一覧がございまして。この内容についても個人情報を収集して保管するということとなります。収集方法については、本人及び本人以外からで電算入力を行いますが、委託は行いません。担当課は、子育て支援課でございます。以上です。

#### 【会 長】

それでは、ただいま事務局から報告がございました。届出にかかわる添付書類につきましても、それぞれ個人情報が記載されているということで、医療費助成にかかわる案件として一括して審議させていただきます。委員の皆様から御意見もしくは御質問があればお受けいたします。

#### 【仮野委員】

これは、国の事業なのでしょうか。

**【子育て支援課手当助成係主任】**

この事業は、東京都の補助事業として小金井市で実施しているものですので、小金井市の事業でございます。国は関係しておりません。

**【仮野委員】**

そういわれれば国はこの事業をやっていないものね。これは、政策自体はいい政策なので、あとは個人情報をしっかり管理してもらえばいいということですかね。

**【会 長】**

個人情報が多く、記載事項の項目が大変多いですね。ですから、しっかり管理していただかなければいけませんね。

**【仮野委員】**

理解をするために質問しますが、これはまず1番目に現況届をしますよね。それから消滅というのはどういうことですか。あとの二つの申請書はどういうものなのか、勉強のために教えてほしいのですが。

**【子育て支援課手当助成係主任】**

まず、初めに、医療証交付申請書（兼現況届）というのがありますが、この制度は保険証と医療証を一緒に病院の窓口に出すことにより医療費が助成されるという制度となります。この医療証を交付してくださいということが初めにある申請書になります。

助成期間中は1年に1回更新がありますが、この更新を現況届と言っています。こちらは、同じ申請書で使うということになります。

次の申請事項変更（消滅）届というのは、初めの届出事項と変更があった場合について、変更届を出していただきます。具体的に言うと、保険を使った治療をした場合の医療費助成となりますので、仕事を変われた場合等で保険証が変わったとき、市内で住所が変わられたとき、戸籍上の氏名が変わったとき、こういうものはすべて変更届を提出していただきます。

消滅届も同じ用紙を使います。消滅届というのは、小金井市民であることがこの制度の要件になっていますので、小金井市から転出した場合は消滅という形になります。その他この制度は、他の公費による医療費の助成を受けている場合は、助成の対象になりませんので、例えば生活保護や障害を持っている方に対する医療費の助成など、この制度より優位な制度がある場合は対象となりませんので、

対象とならない制度の受給者となった場合は消滅することになります。

3点目に、医療証再交付申請書ですが、医療証を紛失してしまった、汚してしまった、破ってしまった、こういうときに、一度出している医療証を再交付してくださいというときに提出していただきます。

医療助成費支給申請書ですが、通常、医療費の助成は、保険証と医療証を病院の窓口に出していただいて、その場で医療費の助成を受けるという制度になっていますが、この制度は、東京都の補助事業ですので、医療証が使用できるのは東京都内の病院に限られます。他県の病院にかかったときは、医療証は使うことができません。この場合は、保険証だけを使って領収証をもらっていただき、その領収証を持って市役所の窓口で請求していただきます。そのときに使う書類となります。

**【仮野委員】**

なるほど、よく分かりました。なかなかいい制度ですね。

**【会 長】**

他に御質問がないようでしたら、これを承認いたします。

それでは、続きましてお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、4ページの最後の届出番号31-38ですが、これは特別支援学級生徒の位置確認システムにかかわる届出でございます。この件につきましては、前回の審議会に諮問し、白石委員から宿題が出ておりましたので、本日、その結果を報告するという事になっております。今回、その他で報告させていただくことになっておりますが、関連しますので、ここで一括して説明させていただきます。

前回の諮問での宿題ですが、その他を御覧ください。特別支援学級生徒の位置確認システム利用開始・廃止通知書、これは教育委員会から業者に送る通知です。前回は、住所・氏名・生年月日・性別等も含めてかなり多くの個人情報を業者に知らせるということで諮問いたしました。その後、検討した結果、通知書にある4項目、保護者氏名・暗証番号・探索機番号・利用開始・廃止時期に限りしました。当初、暗証番号と探索機番号ということで検討しましたが、業者との関係で、保護者氏名を聞いた上で教えた方が、セキュリティーの面でも優れているので、確認したいという要望もあり、結果として、この4項目を業者に知らせることになりました。

本荘委員からも同様の御指摘がありました。この4項目に限って業者に通知し、管理するということになりましたので、御報告申し上げます。

また、内容等御質問あれば、担当も来ていますので、御質問いただければと思います。

届出に戻り、4ページの最後ですが、これは前回届け出ました申請書の内容を整理して、個人情報のあるとおり、氏名・性別・生年月日等について、利用者台帳を整備して教育委員会と学校に備え置こうというものです。これはシステムの運用を検討した中で、具体的に本人の所在が不明となり保護者に連絡する場合、制度開始時に保護者から了解を得た上で、保護者と連絡がとれない場合でも、教育委員会で本人の探索をして、少しでも早く本人の所在を確認したいということで、台帳を整備して置いておこうという趣旨でございます。収集方法については本人からで、電算入力はいたしません。以上でございます。

**【会 長】**

ただいま、前回の審議会の質問事項に答える部分の報告を含んで、特別支援学級生徒の位置確認システム利用者台帳について詳しい説明がございました。前回の質問もでございますので、御質問、御意見があればお受けいたします。

一方が情報システムで、一方が紙に書いた台帳というのは、いかにもミスマッチングのように見えますが、やはり紙に書いたものを原簿として必要ということでしょうか。

**【総務課長】**

申請書を整理した形で考えているようです。

**【会 長】**

これは教育委員会の他に学校にも台帳を管理させるということですが、学校はこの情報の管理責任者をきちんと規定をして、責任範囲といいますか、所掌といいますか、そういうものはしっかりとしているのでしょうか。どこかが漏れれば漏れてしまいますので、担当課からその辺りの説明をお願いします。

**【学務課長】**

学校の場合ですと、校長先生がすべての管理の責任者という形で位置付けております。ただ、具体的に探索等をする場合は、特別支援学級の担任の先生にお願いすることになります。ですから、校長先生の指示のもと担任の先生が探索をするというような形になります。

**【会 長】**



そうしますと、よく問題になりますが、台帳を保管庫に入れるならまだしも、職員室の先生の机の上に他の教科書と並んで置いてあったというのではおぼつかない気が何となくしますが。

【戸張委員】

書類の中に紛れてしまっただけということはよくありますよね。

【会 長】

責任の法的区分は今の御説明でよく分かりましたが、具体的な現場でどのようになっているかというのが気になったものでございますから。

【学務課長】

学校にはこの台帳以外でも、個人の指導要録ですとか、個人の保険の台帳ですとか、プライベートな書類が多くあります。ですから、学校におきましても、鍵のかかる書庫にそのような書類をしまっただけ保管をするという形で実施しています。

【会 長】

そのような報告を教育委員会として受けておられるという解釈でよろしいですね。

【学務課長】

はい、そうです。

【会 長】

他にこの件について何かございますか。御質問がないようでしたら、これを承認いたします。

合わせて、前回の諮問の報告も一緒に審議したということを確認いたします。

これをもちまして報告事項につきまして終了いたします。

それでは、次に諮問事項につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問について御説明申し上げます。日程では、諮問第5号から順次御説明申し上げることになっていましたが、諮問第9号の選挙投票事務委託を先に諮問させていただきます。今この庁舎で期日前投票をやっている、その辺を配慮して先に諮問第9号について御説明申し上げたいと思いますので、御了解いただければと思います。

それでは、諮問書の15ページを御覧ください。諮問第9号は選挙投票事務委託についてで、条例第27条第3項の委託の諮問で、担当は選挙管理委員会事務

局でございます。

この諮問は、投票事務の運営の簡素化を図るために、公的団体であります、具体的に言いますとシルバー人材センターに投票事務の委託を行うためのもの  
でございます。委託の内容は、各投票所における投票用紙の交付、来場した選挙  
人の誘導の整理という限定された業務をやっていただくということになります。  
その業務の中で案内状を確認することが必要になりますので、案内状記載の住  
所・氏名・生年月日・性別・投票の有無という個人情報を知るようなことを取り  
扱うことになりますので、今回諮問させていただいております。

これについては、委託としては、単年度の委託となり、個人情報の保護措置と  
しましては、諮問書の受託者への条件で示しております。また、16ページに投  
開票事務補助委託の仕様書がありますので、参考までに御覧いただければと思い  
ます。以上です。

**【会 長】**

既に期日前投票と業務が始まっているようで、これを先に審議させていただき  
ます。この事項に関しまして、御質問、御意見があればお受けいたします。

**【仮野委員】**

質問というよりも、後学のために聴きますが、今小金井市も開票事務の迅速化  
に取り組んでいるのでしょうか。どの程度短縮されていますか。

**【選挙管理委員会事務局長】**

今回の統一地方選と前回は比べてお話しさせていただきますと、東京都知事選  
が午後9時開始で、10時35分に終わっております。市長選につきましては、  
午後9時に始まりまして、10時5分に終わっております。前回に対しまして、  
それぞれ約1時間程度早まっております。それは、今回の地方選から読取機を導  
入した関係で、流れが大変良くなっております。人員が多ければそれだけ早いと  
いう部分もありますが、私どもは開票を130人前後でやっておりますので、そ  
の増減によって若干減らせることもできますが、読取機を入れた関係で1時間程  
度今回は早くなっております。

参院選はこれからですが、参院選の場合は非常に立候補者数が多いので、前回  
の平成16年を参考までに言いますと、選挙区が午前1時に終わって、比例区が  
午前3時に終わっております。

**【仮野委員】**

翌日の午前1時ですか。

【選挙管理委員会事務局長】

そういうことです。ですから、今回、読取機も入れて行えば、大分早くなるのではないかなど。時間では何時というのはなかなか言えませんが、大分早まるのではないのかなと思っております。以上です。

【仮野委員】

イチゴパックは使っているのですか。

【選挙管理委員会事務局長】

はい。統一地方選からイチゴパックを使っております。

【仮野委員】

開票台は高くしましたか。

【選挙管理委員会事務局長】

それはしておりません。本市の場合は、卓球台を使っていますので、若干低いのですが。

【仮野委員】

低いのでは、何かで足を高くすると、作業はもっと早くなる。実は、早稲田の北川さんと一緒に時間短縮を進める会をやっているのですが、経費的にもすごく安く上がりますし、読取機はお金がかかるけど、イチゴパックと台を高くして、開票者は運動靴に履きかえてパッパッ、パッパッ動いたらあつという間に縮まると思いますよ。

【選挙管理委員会事務局長】

私どもは、いつもはスリッパを用意していますが。

【仮野委員】

スリッパじゃだめですね。

【選挙管理委員会事務局長】

できるだけ運動靴を持ってくるようにとは言っていますが、まだそこまでは徹底されていません。

【仮野委員】

経費のことを考えたら徹底した方がいいですよ。相馬市のように、あるいは甲府市のように思い切ってやったら、これは絶対プラスです。

【会 長】

靴を履き変えるだけでも違うのですか。

【仮野委員】

違います。スリッパでだらだら動くのではなくて、組織的に動くのです。それから、台を高くするだけでも、開票者の肉体的疲労が相当変わります。作業台が低かったら、どうしても前かがみになるでしょう。すると、腰が痛くなる、作業が遅れる。だから、台に足をつけてあげればいいのです。そうしたら、パッパッパッとできるようになる、これは、節約というか、コスト削減というか、とても大事な要点です。北川さんが言っているのは、この節減が、このように仕事をうまくやれば、他の仕事ももっと効率よくできるのだということにつながっていくわけです。ですから、今度は無理だろうけれども、次の選挙のときは東京都で一番早かったという記録を作ってください。

【選挙管理委員会事務局長】

頑張りたいと思います。

【会 長】

将来的には電子投票というのが、もうかなり未来形はそういうことにすべてなり得て、紙ベースというのは、いずれ過渡的なものだとは思いますが、人間工学的な今言った能率と効率を高めるというのは、やはり選挙経費の節約にも長期的にはつながると思うのですよね。

【仮野委員】

そうです。とってもしゃ小さい取組なのだけど、よくよく考えると大事なことなので。

【会 長】

この作業には、かなり年配者の方が多いと考えてよろしいのですか。

【選挙管理委員会事務局長】

シルバー人材センターには開票もお願いしておりますので。

【会 長】

60歳代ぐらいですか。

【選挙管理委員会事務局長】

60歳代から70歳代、年齢は確認しておりませんが、年配の方もいるのではないかと思います。

【会 長】

そうしますと、転ばないためにもそういうシューズを用意していただくと、効率改善にもなりますね。

【戸張委員】

スリッパと運動靴では滑り具合が違いますものね。

【仮野委員】

しかし、相馬市や積極的に取り組んでいるところは、こういうふうには高齢者を使ったりしていませんよ。すべて市の職員で、それも人数をかけてスピードアップしているけどね。シニアの人が臨時にアルバイト的に働くこと自体を否定しているわけじゃないけれど、もっと節約できそうな気がするんですけどね。

【会 長】

それで、今だと早くいっても深夜を越える可能性もあるとすれば。

【仮野委員】

一番大事なのは、疑問票をどうするかなんですよ。疑問票の整理というか、事前に立会いの人たちとの詳細な打ち合わせをしておくのです。こういう疑問票はこういうふうには仕分けるといような。これはもう前例がありますから、それをやればあつという間に終わりますよ。

【会 長】

やはり小金井市だけじゃなくて、少なくとも東京都内の各地方自治体はそれをやってもらいたいですね。

【仮野委員】

公職選挙法には規定があつて、行政側はいつときも早く有権者に結果を知らせなきゃいけないという規定があるのです。それから考えると、スピードアップするのが本旨なのです。スピードアップするためには、人をかけないでも工夫をすればできると。

【白石委員】

選挙前のお忙しいところを拘束して申し訳ないのですが、前も別の事案であったのですが、派遣と業務請負との関係の問題で言うと、これは業務委託ですよ。だけれども、実際に例えば投票所の事務従事も、要するに市の職員と混在してやる形になりますよね。それから、開票も、札をあけて大分類していく最初の開被ですよ。そこも、当然市の職員と混在をしていて、指示命令系統は市から出ると思うのです。そうすると、これは業務委託ではなくなるのです。

なぜにそれにこだわるかという、個人情報というか、この場合には秘密を漏らすか漏らさないかという投票に深くかかわる秘密とか、そういう範疇の問題だけれども、それを徹底するためには要するに市の責任者である市の職員の指示命令系統に従わなければいけない、だとすると、基本的にはアルバイト、臨時職員

として採用するのか、あるいは人材派遣として受け入れるのかでないとも思いません。だけれども、今回の場合にはシルバーさんに業務委託となっている。今日はそれ以上言いませんけれども、法制度の作りからすると、ちょっと業務委託には無理があるのかなというように思いますので、明日、あさっての話なのでともかく円滑に事務を進めていただくことを第一としますけれども、ちょっと疑問はあります。

それで、繰り返しますけれども、個人情報保護の徹底という観点を第一にするとなれば、もう一度次回以降、その辺のことを再検討された方がいいのかなと、一応意見だけ申し上げたいと思います。以上です。

**【仮野委員】**

このように外部の人に手伝ってもらうというのは、毎回やっているのですか。

**【選挙管理委員会事務局長】**

今回、投票事務についての委託は、小金井市では初めてですが、今、徐々に各区市町村も同様な形で行っています。白石委員が言われたように、人材派遣事業者を使っているところもありますが、その契約の仕方は、請負という形で契約して、派遣という契約ではありません。雇用形態について、そういう形で今、どの区市町村も進めているようでございます。

**【会 長】**

年配者は、深夜勤務されて早朝の3時とか4時解散では大変では。

**【白石委員】**

いや、これは最初の開票だけですから、もうそれが終わったら後は市の職員にバトンタッチするので、深夜労働にはならないと思います。

**【会 長】**

職員も同時に控えているという状況ですか。

**【白石委員】**

同時並行で作業が進んでいる、最初の段階だけやってもらっています。

**【会 長】**

それでは、いろいろ建設的な前向きな意見もちょうだいして、大変有意義な審議をしたわけでございますが。

**【村岡委員】**

一つだけよろしいですか。投票所、開票所というのは、予定どおり確保できたのでしょうか。随分と御苦労されたのかなと思ひまして。

**【選挙管理委員会事務局長】**

今回予定していたより1週間延びましたが、私どものほうは問題なく従来どおりの投票所と開票所を確保できております。

**【村岡委員】**

はい、分かりました。

**【会 長】**

よろしいでしょうか。それでは、諮問第9号を優先審議事項といたしましたが、これを承認いたします。ありがとうございました。

それでは、引き続き、諮問第5号と第6号を併せて御説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問書の1ページ、諮問第5号の専用パソコンによる障害者自立支援給付費伝送システム接続についてですが、会長からも御説明がございましたが、次の諮問第6号と関連して障害者自立支援給付費の業務ですので、一括して説明させていただきます。障害者サービス費につきましては、市町村の支払事務の効率化と平準化を図るために、平成19年10月から国民健康保険団体連合会に支払事務を委託しまして、全国共通の支払システムが導入されることになっております。それに関連した諮問で、担当課は障害福祉課でございます。

まず、諮問第5号の専用パソコンによる障害者自立支援給付費伝送システム接続についてですが、これは条例第15条のオンライン結合の関連の諮問でございます。東京都の国民健康保険団体連合会と小金井市の間をISDNの専用回線でオンライン結合して、給付費の支払事務の適正化、効率化を図るために、連合会から伝送される介護給付費の請求データ等を受け取って、それについての審査結果、支給結果データを送信するというものでございます。

このオンラインのイメージにつきましては、2ページにシステムの概念図がありますので御覧ください。個人情報の項目につきましては、次の諮問と共通で非常に多いのですが、4ページから8ページまでの一覧表で示してございます。個人情報の保護措置につきましては、市の内部では、オンライン接続用の専用パソコンでは他の個人情報は扱わない、専用パソコン以外の端末ではオンライン接続は行わないという物理的な措置を講じております。また、伝送に関しましては、専用回線を使用すること、接続時は回線番号による、これはダイヤルアップ方式の接続ですので、回線番号による所在チェックとか、ID、パスワードによる確認を行う、ファイルについては暗号化するというような措置を講じております。

これが諮問第5号のオンライン結合の説明でございます。

次の3ページ、諮問第6号の障害者自立支援給付費の支払事務委託ですが、これは条例第27条第3項の委託の諮問でございます。障害者自立支援法に規定されている介護給付費等の支払に関する事務は、平成19年10月から市町村の委託を受けた国保連合会が実施することになります。指定サービス事業者や障害者支援施設については、市町村に直接請求するのではなく、国保連合会に請求することになります。市町村は、国保連合会を通じて介護給付費の支払をすることになります。今回の諮問は、まず事業者からの請求をまとめ、市に請求する作業や市から支払われた給付費を個々の事業者に支払う作業を国保連合会に委託するためのものがございます。

以上のような委託で、継続的な委託となります。個人情報の保護措置としましては、諮問書の受託者への条件の9項目を示しております。以上です。

**【会長】**

どうもありがとうございました。諮問第5号と第6号は関連しておりますので一括説明を事務局にお願いいたしました。それでは、御意見、御質問あればお願いいたします。

**【戸張委員】**

諮問第5号と第6号は、同じようなということで説明を一緒に受けましたが、第5号は、個人情報の保護措置の中で、「専用回線によるため、誤送付されることがないシステムである。」と書いてありますが、第6号も同じ条件なのですか。

**【総務課長】**

第5号については、基本的にオンライン結合の諮問ですので、オンラインの過程の中で専用回線を使っているということで、他のところに漏れることがないという意味で記述してございます。

第6号については、基本的に事務の委託の諮問でございますので、小金井市と委託先とのデータのやり取りについては、当然第5号におけるオンライン結合の内容を使います。オンライン結合に関してデータが流出することは、全く可能性がないというのはなかなか言えないのですが、専用回線を使っておりますので、今の技術水準においては基本的にはデータが流出することがない設計になっております。

**【戸張委員】**

作業履行場所が庁外になっていますが、この点も大丈夫ですか。



**【障害福祉課長補佐】**

庁外と書かせていただきましたが、送り先のやり取りの関係が市役所と相手が東京都国民健康保険団体連合会ということで、データが一度外へ出るという意味で庁外と書かせていただいたところでございます。

**【戸張委員】**

庁外とあると、輸送の間に漏れてしまったり、なくなってしまうというニュースをよく聞くものですから、庁外というのがちょっと気になったもので。

**【会 長】**

第5号のほうは、先ほどの御説明がありましたように、ISDNによる専用回線でのオンライン結合を行う、これは非常にセキュリティー度が相対的に高いと思われる。第6号は事務処理の委託契約にかかわる件で、どうしても当該の市と委託先の業者との間の情報の受渡し、コンピューターベースで、相手があるということは、双方の信頼度にまさ大きくかかわるわけです。市が何か漏らすというのは考えにくいですが、やはりこういう議論が戸張委員からもあったことで、担当課においては、第5号、第6号とも大変心してセキュリティーに御配慮いただきたいというお願いをしておくということで、よろしいでしょうか。

**【戸張委員】**

はい、結構です。

**【村岡委員】**

今、介護保険が国保連との請求関係にあるわけですね。だから、国保連ではもう実証済みだということが多分あると思います。その中で何か大きな事故とか、そういう話があれば御紹介いただきたいのですが。

**【障害福祉課長補佐】**

障害者自立支援法というのが平成18年10月に本格実施され、障害者自立支援法第29条の中で、「市町村は支払に関する事務を国民健康保険法第45条で国民健康保険団体連合会に委託することができる。」という規定がございます。今回、これに基づきまして諮問させていただいているわけですが、国民健康保険団体連合会につきましては、村岡委員がおっしゃったように、介護保険制度で介護のさまざまなサービスを行っておりますが、そのサービスの費用を直接各自治体にサービス事業者が請求をするのではなく、間に国民健康保険団体連合会を介して支払請求をさせています。

今回委託するに当たりまして、そういった中で御心配があったように、事故が

あるとか、そういったことがないかを確認いたしまして、全国的にそのような個人情報にかかわる事故というのは、特に発生しておりませんので、そこにも信ぴょう性があるというところで委託をお願いするような形にした次第でございます。

**【仮野委員】**

では、今のところ国保連を舞台にした情報流出とかそういうことはないということですね。

**【障害福祉課長補佐】**

はい、ございません。

**【会 長】**

別紙にありますように、伝送システムの記録項目の数が大変膨大で、これは通常の担当者でもこういう項目数を目で確認するだけでも大変ですね。これは神経をすりつぶす項目数だと思います。

**【仮野委員】**

これは、国保連と小金井市は受託契約を結び、その中で当然ながら個人情報の保護などについては、契約を結んでいるわけですね。

**【障害福祉課長補佐】**

いえ、この諮問をいたしまして御承認いただきました後で、東京都で全体をまとめてやっておりますので、10月からということですから、大体9月ぐらいをめどに契約をする予定でございます。

**【仮野委員】**

なるほど。10月ぐらいにまた我々に説明があるわけですね。

**【障害福祉課長補佐】**

いえ、基本的には考えておりません。

**【仮野委員】**

そのときはもう説明はないのですか。

**【総務部長】**

第5号と第6号の承認をいただければ、事務的に進めます。

**【仮野委員】**

だけど、普通そういう委託をする場合、よく契約先との協定書が添付されているが、今回は添付されていないのですが。

**【障害福祉課長補佐】**

初めて障害福祉関係で国保連と契約を結ぶということで、少し遅れ遅れで、スケジュールが押している状況でございまして、書式がまたどういう形で、どういう手法で提案をするかということが、本質的な点から出ておりませんので、今回、本来はこちらもお示しをしたかったのですが、間に合いませんので、まだこちらのほうでも資料を入手していない状況でございます。

**【仮野委員】**

だから、これは小金井市と国保連との契約が9月ぐらいに成立したら、こういう契約を結びましたという書類を付けてくれるだけでいいですから。

**【総務課長】**

今、仮野委員から御指摘がありました。正式な契約の内容や個人情報の保護については、この審議会に報告をさせていただきます。

**【総務部長】**

東京都全体の統一した契約なので、東京都と各市一体の契約になります。そういう意味では、今回ご承認いただいたら、その後の御報告という形でよろしいでしょうか。

**【仮野委員】**

それで結構です。

**【会 長】**

それでは、その確認は、報告事項として扱わせていただくということで、よろしいですね。ただいまの諮問事項について承認いたします。

それでは、諮問第7号につきまして御説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問書の9ページ、諮問第7号の予防接種データパンチ委託に関する条例第27条第3項の委託の諮問で、担当課は健康課となります。

現在、乳幼児・児童の法定予防接種歴につきましては、紙ベースで台帳管理を行っております。予防接種法の改正や、該当の疾病の流行に伴い未接種の者に予防接種を勧奨するという必要に対してなかなか迅速に対応できないという状況でございます。未接種の把握や個別勧奨を容易にするために、昨年の第3回の審議会に諮問しましたが、今年度の終わりぐらいから来年度にかけて導入される統合化システムで、接種歴をセットアップして、検索とか未接種の者の把握を容易にするために計画されております。

今回の諮問については、このデータをセットアップするために、過去数年間の

履歴データのパンチを委託するものです。パンチを委託する情報の項目は、10ページに一覧を示してございます。これは、データのセットアップのパンチ委託ですので単年度委託となりまして、個人情報の保護措置としましては、諮問書の受託者への条件の9項目で示しております。以上です。

**【会 長】**

どうもありがとうございました。ただいま、いろいろな学校ではしかがはやっております。この情報の確認をするというのは、学校教育の現場で大変重要な案件になっています。それにかかわる予防接種データパンチに関する業務の事務処理の委託にかかわる諮問事項でございます。御意見、御質問あればお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

**【仮野委員】**

これも後学のための質問ですが、なぜデータパンチという言葉を使うのでしょうか。もう1点、コーディング指示書とは何ですか。

**【総務課長】**

まず、パンチということですが、パンチというのはまさに昔コンピューターが導入されたときのIBMが要するにパンチカード、穴を開けるパンチカードのシステムで、私も学生時代に一度見たことがあります。パンチカードであったり、紙テープであったりといった実際に穴を開けるというシステムがあつて、その時代からの伝統的にデータを入力することをパンチするという言い方をした、現実的には今パンチといっても穴を開けるわけではないのですが、その名残ということでパンチと呼んでいるようです。

それから、コーディング指示書というのは、コード化するものについてどういうデータをどこに配置するのかということコーディングする、要するにプログラムのコードを書くとか、そのときのコード、データの設計のコードということで、そういう意味でコーディング指示書というのを、こういう形で何けたをどこに入れろというような設計図みたいなものをコーディング指示書という場合があります。ただ、これについては一般的ではないかと思っております。これも慣例的にそういうような形で呼んでいるということです。私も過去、電算関係にいたことがありそのときの知識なので、現状は全く正確ではないかもしれませんが、そういうものだというふうに記憶しております。

**【会 長】**

今のコーディング指示書の中の注意事項、いわゆる備考欄にパンチャーという

懐かしい古典的な職業名が載っていて。

【戸張委員】

キーパンチャー病なんていうのがありましたものね。

【会 長】

本当に知らない人を見ると紙に穴を開けちゃって、情報を消すのではないかと誤解する。そんなことはないと思うけど。

【仮野委員】

いや、これを聞きながら、アメリカの大統領選挙のときにパンチカード式の投票方式をやって、穴を開けたつもりでやっていたら穴が開いていなくて、正確などちらに投票したか分からないと大騒ぎになったじゃないですか。それで、結局ゴアが落ちたという。もしパンチをやって、穴を開けたつもりでいても穴が開いていなくて、BCGやツベルクリンのデータがおかしくなっちゃかなわないからと心配しながら聞いたのです。そういうことではないのですね。

【総務課長】

はい。

【会 長】

これは、小金井市固有の文書ですか。それとも都でもこういう古典的な名称を使っているのでしょうか。こういう言葉を書いていると、お役所は非効率な仕事をしていると誤解を受けるのでは。時代遅れで、社保庁でコンピューターに疎い職員がいるとか、いないとか、いろいろな記事がありましたよね。何かこういうのもいつか文書を標準化、簡単なことですから、訂正をお願いしたほうがいいですね。特に小金井市独自の文書であれば。パンチャーというのは、何か差別したような表現ですので。

【仮野委員】

分かりやすく言うと、ぴったりする言葉は何ですか。

【総務課長】

予防接種データ入力委託というのが、現状では一番日本語的にはいいのではないかと思います。

【会 長】

打鍵することはあれなのですが、それがタブを押すことなのか、押したら連動して穴あけ機に通じているのか、その違いでしょうけど、やはりメインフレーム時代のイメージがつきまとっているから、それは意見として、何か工夫してもら

いたいですね。

他にこの諮問事項について御質問、御意見ありますでしょうか。ないようですので、これを承認いたします。ありがとうございました。

それでは、諮問第8号について御説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問書の11ページ、諮問第8号は小金井市子どもショートステイ運営委託に関する条例第27条第3項の委託の諮問でございます。担当課は子育て支援課となります。この件につきましては、先ほどの届出の報告の中で保留しておりましたので、届出の報告を先にさせていただきます。

届出報告書の3ページ、15-62、子どもショートステイ利用申請書でございます。この事業は、保護者が疾病等のために児童を一時的に養育することが困難となった場合に、保護者の代わりに児童を施設で短期的に養育することによって子育てを支援しようというものでございます。事業の概要につきましては、諮問書の12ページ、子どもショートステイ事業概要をお示ししてありますので、こちらを御覧ください。この申請書の届出につきましては、この制度を利用するための申請書で、個人情報の内容は氏名・住所・生年月日・住所等届出書にあるとおりでございます。収集方法は本人及び本人以外からで、電算入力はいたしません。委託処理をいたします。

諮問の内容ですが、ショートステイ事業の運営委託でございます。具体的に申しますと、児童の食事その他身の回りの世話、保育園、幼稚園、小学校への送迎等を含めて委託し、子供の世話をしてもらおうということでございます。委託処理する個人情報につきましては、氏名・性別・住所等諮問書に書いてあるとおりで、継続的な委託となりまして、個人情報の保護措置としましては、諮問書にある受託者への条件の9項目で示しております。また、13ページ、14ページにショートステイ事業運営委託仕様書がありますので、併せて御覧いただければと思います。以上です。

**【会長】**

ただいま事務局から諮問第8号に関しまして、先の報告事項と併せまして御説明がございました。御質問、御意見あればお願いしたいと思っております。望月委員、お願いします。

**【望月委員】**

今までの諮問というのは、大体は業務委託ということでしたが、今回は運営委

託ということで、少し今までとは違うのかなと思いました。制度としては非常にすばらしいことだと思いますが、申請から始まって、子供さんをいろいろな面で養育するまでの流れ、それによってこの個人情報の扱いも違ってくるのではないかという気がしたものですから、申請は市にして、どこで決定をして、受託先へ郵送又は手渡しということで情報が行くのかなと思うのですが、その辺の流れを少しお聴かせいただきたいのですが。

**【会 長】**

それでは、担当課のほうから、具体的な届出とショートステイそのものに至る流れを説明してほしいということで、お願いしたいと思います。

**【子育て支援課子育て支援係主任】**

利用の流れについてですが、利用申請書に保護者の方が記入して、市に提出していただきます。市で利用決定を行い、利用者の方に郵送で決定通知を送ります。その後、実際に施設へ直接行き、入所の手続きをしていただき、それから入所となります。利用者が施設を利用された後、施設から市へ委託料を請求するという流れになっています。

**【望月委員】**

個人情報の項目がいろいろありますが、これはそっくり委託先へ行くというのではなくて、実際に委託先に行く個人情報というのはまた別ということでよろしいのでしょうか。申請書がこのまま文書記録として全部行きますと、委託先へ納税額とか、そういうものまで必要なかどうか分かりませんし、また、緊急連絡先がありますが、この緊急連絡先は、例えば御両親の具合が悪くなって、お子様だけの場合、緊急連絡先をどこまで取るのか。ここですと、情報の中には両親の範囲ぐらいしか出ていませんが、親戚だとかその辺までの個人情報が入ってくるかどうかということですね。

それから、学校への連絡体制はどのようになっているのか。子供さんの具合が悪くなって連絡をとるときには、施設から緊急連絡をすとか、また、学校にもこういう状況で、今親はいませんということを連絡しておかなければいけないですね。公立学校だけでなく、私学の場合もあると思うのです。そういった連絡体制というのは、申請と同時に市からするのか、あるいは御本人がするのか、学校との関係においても情報がどう流れるのか、気になりましたので、お尋ねいたします。

**【会 長】**

それでは、担当課から追加の説明を具体的にお願いします。

**【子育て支援課長】**

基本的に学校等の連絡は保護者の方が学校に事前に連絡していただくことになります。したがって、先ほどの緊急連絡先にも関連しますが、保護者の方の御希望でこちらまで連絡をいただきたいということを受けまして、市では対応したいと考えておりますので、緊急連絡先を記入しないことにつきましては、やむを得ないと判断しております。

ひとり親家庭とか、近くに見てくださる方がいない方が想定されると思いますので、緊急連絡先も御本人以外に書かれるかどうかということが今のところ想定できませんが、学校等につきましては、あくまでも御本人から連絡をしていただくということにしております。

**【会 長】**

このショートステイ事業概要の利用要件にある冠婚葬祭、出張、公的行事への参加等社会的理由ということですが、こういう理由だと今の特に若い御夫婦は、こういうことで日常子育てに悩んで、一生懸命仕事との両立で苦しんでいる御家庭が多いと思うのですが、本市の場合、現状でどれぐらいこの三鷹市にある施設を利用しておられるのか。あるいは利用希望とか、待機はないと思いますが、そういう要望があるのか、その辺の状況をお聴かせいただければありがたいと思います。というのは、どの家庭でもこういうところがあれば本当に家庭が助かると思うので、一般世帯が3,000円払ったとしても、希望者は大勢いると思われるのですが、現実はどうのように見ておられるのか、お聴かせいただければと思います。まさにこういう施設は必要ですよ。

**【子育て支援課長】**

この事業は8月1日を開始予定として考えておりますので、実績はございませんが、予算といたしましては、同一の理由で7日以内ということで、年間168日で、予算を取っております。他市の状況を勘案させていただき、予算要求をいたしましたので、利用希望についてはどの程度か申し上げられませんが、確かに市内におきましては、宿泊を伴わない昼間の一時保育の利用がかなり多くございます。

したがって、宿泊を伴うこの事業はどの程度の利用になるか、想定できません。社会的理由以外に育児疲れとか、保護者の方のメンタル的な理由で御利用いただく場合も多くなるかなと思われまじけれど、申し訳ございませんが、想定



は今のところできません。以上です。

**【会 長】**

これは、情報のセキュリティーと同時に申請に伴って、実際にお子様を預けたり、引き取るという行為が生じていますが、そのときに利用者側の責任で施設まで出向いて預けたり引き取ったりするのか、その辺どのように予定していらっしゃるのか。施設側がバスなどで御家庭まで指定した時間に届けてくださるのか、後学のために教えていただきたいのですが。

**【子育て支援課子育て支援係主任】**

まず施設に入る場合、基本的には、保護者の方が施設見学も兼ねながら施設に行ってください形になります。実際に利用を終えて退所するときになりましたら、同じような形で保護者の方が施設に行ってください退所するという形になります。利用期間中については、施設の職員が学校等への送り迎えを行うようになっております。

**【会 長】**

これは日本ではそうでもありませんが、アメリカで生活しておりますと、キッドナップという、子供をさらうということが日常的な生活の安全・安心を奪う事柄として市民が認識しておりまして、お子様をスクールバスで運んだりすることとか、あるいはこういうショートステイにかかわることというのは、アメリカ社会の中ではものすごく重要な公的な仕事と見なされております。日本も決して安全・安心の生活世界ではなくなってきておりますので、情報のセキュリティーとお子様の移動にかかわる受渡しの接点で、必ず人が動けば情報が動くわけですから、そういうダイナミカルな場面をやはり考えながらこの業務を展開しなければいけないと思うのです。これから始まる新しい積極的ないいお仕事だと思われま

**【村岡委員】**

内容的には非常にいい事業だと思います。あとは、入所の問題で、今後もしかしたら出てくる問題があると思いますので、これは質問というよりも私の意見ですが、利用要件ということで、12ページの目的の中に疾病等により児童を一時的に養育することが困難になった場合にとあります。疾病等というのは利用要件にかかわると思うのですが、(1)のところの失踪など家庭養育上の理由というのはかなり幅広いと思います。最近、児童虐待の問題がかなり出ておりますので、保護者の申請だけでなく、児童虐待の場合は発見者に通報する義務がありますので、

今後もしかしたら児童虐待、あるいは介護放棄、ネグレクトの問題とか、そういう問題に運用する段階で出くわしたとき、この利用要件として虐待の問題については入っているのかどうか、そのようなことを明確にした方がいいのかなと思います。

**【会 長】**

御意見が村岡委員からありましたが、担当課のほうから御説明をお願いします。

**【子育て支援課長】**

村岡委員から御意見ございましたが、まさにそのとおりでございます。この事業に伴います要綱をただいま作成していますが、その中には市長が特に認めた場合という1項目を設けてございます。今、児童相談所では一時保護という形で保護はできますが、市区町村にその権限はございません。ですので、一時的に引き離すという行為はできないのですが、あくまでも子ども家庭支援センター等がありますので、そこでケアをいたしまして、こういう施設もあるというようなことで勧めることが可能です。今後、そのようなことにも御利用いただけるかなというように考えております。

**【平沼委員】**

今、お話がありまして、私も村岡委員と同じようなことを疑問に思っていたのですが、やはりこれは児童相談所の施設とは違いまして、別であることで理解しますと、想定を立てていらっしゃるとは思いますが、やはり親が連れて行くということは現実的になかなか難しいのかな、どうやって子供を連れて行って、お預けするのかしらということをお不安に思って聞いておりました。

**【会 長】**

何か御説明はありますか。担当課長、お願いします。

**【子育て支援課長】**

児童相談所が行う一時保護とは全く違うものでございます。あくまでもサービスの事業とお考えいただいて、保護者の方は申請をされて利用する場所とお考えいただきたいのです。ですので、市が子供さんを連れて行って保護するというような場所ではございません。したがって、例えば、お母さんがちょっとお疲れのようなので、こんな施設もあるので御利用くださいというような形で勧めることはできますけれども、一時保護を市が勧めるものではありません。

**【平沼委員】**

そうしますと、人数も1日2人と書いてございますが、それも小金井市として

2人だけに限定しているのでしょうか。他の市の方は別に入っているわけですね。

**【子育て支援課長】**

この施設は三鷹にございまして、三鷹市も平成10年ごろからこの事業を行っておりますので、三鷹市は3名ほどの人数で契約をしているようですが、小金井市は2人ということです。

**【平沼委員】**

確か一度行ったことがあると思ひまして、それを思い出しながらお話を伺わせていただきました。

**【戸張委員】**

私も関連して。事業概要の中で利用期間が原則として7日以内となっておりまして、13ページの仕様書の4番で、期間延長の申込があった場合にはとありますが、期間は、7日過ぎたら1日刻みで延長できるのでしょうか。利用要件の(1)、(2)、(3)とあるうち、(2)の社会的理由の場合の日数は大体見当がつきますが、(1)と(3)の場合は1週間だけとか、それだけでは済まないことも起こるかと思ひます。その場合の期間延長はどうなりますか。

**【子育て支援課子育て支援係主任】**

期間については、原則として7日以内という形で設定しておりますが、おっしゃるとおり、状況によっては「もう少し期間を」という御利用者の方がいることを私どもも想定しております、プラス7日間延長するように別途市長が認めるという形で要綱上設定をさせていただいております。

延長につきましては、1日刻みでも結構ですし、定員の枠があれば2日でも3日でも、その辺は柔軟に対応するような形でさせていただいております。

**【仮野委員】**

仕様書の14ページの「14 提供資料等の返還・廃棄・消去で、乙は個人情報について、保管の必要がなくなった時点で速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。」とありますが、これは7日過ぎたあるいは延びて2週間過ぎた場合に個人情報を返還、廃棄、消去するとしているのですが、これはどういう方式を取るのかは乙側、つまりこの場合は施設に全部任せているという意味でしょうか。こういう仕様書の場合、同じような書き方をしているのかどうかはまず1点。これは、ある意味で乙は返還しなさいと一言で言ったほうが市のためにはいいのではないかと思ひて質問しているのですが、その点はどうでしょうか。

**【会 長】**

それでは、担当課からお願いします。

【子育て支援課子育て支援係主任】

データの廃棄については、委託先のほうで、個人情報の保護規定を社会福祉法人として持っておりまして、その中で直接処理するという形のものがああります。この規定に基づいてこちらの方はお願いする形で考えております。

【仮野委員】

これはどの仕様書も返還、廃棄又は消去しなさいと書いてあるのでしょうか。

【子育て支援課子育て支援係主任】

委託契約に際して、個人情報の部分はこの文言を入れて契約を結ぶという形で行っています。

【仮野委員】

3項目を入れてということですか。

【子育て支援課子育て支援係主任】

個人情報に関する項目はこの様な形で入れさせていただいております。

【仮野委員】

同じ方式を取ったということですか。

【子育て支援課子育て支援係主任】

はい。

【会 長】

いかなる方法で処理したかという確認行為があいまいになる可能性があるのでは。

【仮野委員】

これだと、施設に任せっぱなしという感じがしますね。

【会 長】

言い訳を与える、口実を与える根拠になりかねないですね。

【仮野委員】

これは今日すぐに結論を出してほしいというわけではないけれども、こういう場合は個人情報を保護するという観点を貫くという意味で、直ちに返還しなければならぬと言い切った方がすっきりかつ安全に思いますが、どうでしょう。

【会 長】

しかも、保管の必要がなくなった時点でという一般的な規定ではいろいろな解釈が成り立つので、ずっと持っていて、保管する必要があるということで、理由

付けに根拠を与えてしまうので、全体の解釈に幅が出て、その意味であいまい性を残しているというか、解釈の自由度が非常に高いですね。

【仮野委員】

施設側にゆだねてしまっているわけですね。だから、そこは今後の検討課題として、こういう様式にはどういう表現がいいのか研究する必要があるのではないかと思います。

【会 長】

それでは、これは検討していただいて、次回の審議会のときに報告していただくということをお願いしていいですか。今、決めないとまずいですか。

【子育て支援課長】

申し訳ございませんが8月1日に事業開始ということで、委託契約をしなければならない状況でございます。どのようにしたらよろしいか、ちょっと、今、ここでは結論が出ないのですが。

【会 長】

ここで結論を我々が出しても。

【仮野委員】

もう既にこういう文書を交換しているならやむを得ないが、とりあえず口頭でも、あるいは口約束ではだめだけれども、もう要らなくなった時点で返還をしてくださいと言い切れればいいのではないですか。それで、将来検討課題として、こういう場合はどういう表現がいいのかということをお内部で検討してもらった方がいいのでは。総務部長どうですか。

【会 長】

総務部長、お願いします。

【総務部長】

一般的に事務の関係では、一つの例として当該のところはお答えしましたが、一般的に委託の関係については管財課で委託契約の約款ということでうたっています。その中では、いわゆる受託した者が廃棄又は消去しなければならないということになっております。

【仮野委員】

廃棄又は消去ですか。

【総務部長】

そうです。速やかに廃棄又は消去しなければならないとなっています。

**【仮野委員】**

消去ね。返還はないのですか。

**【総務部長】**

ありません。ただ、これについてはそれぞれ業務の実態もありますので、基本的に原則としては、直ちに返還が正しいと思います。その場合でも、相手方に渡した資料等について、いわゆる情報データについては加工したり、修正したりすることもあります。それにつきましては、あくまでも現物そのものを返すということが原則になりますが、委託の内容によってはいろいろあると思います。仮野委員がおっしゃいましたように、当面のところではこれからどういう運用をするかということを含めて今後検討するということなので、今、言われたような懸念がないような形で次回できれば報告するということになると思います。

一般的に言えば、委託の場合、一つの契約約款の中では、これは標準モデルになりますが、速やかに廃棄又は消去という形で定義しています。ただ、やはり原則は返還だということ。その場合でも、どういう形で返還するのかということがありますので、これについては担当のところではなくて、むしろ管財課と総務課でしばらく研究していくことになると思います。同じような委託についても、いろいろなデータがどんどんできていますので、今後の課題としていただきたいと思います。

**【会 長】**

この件は、8月1日から開始だから。時間切れの状態で審議しているわけで、本当に時間がないですね。

**【仮野委員】**

今回、廃棄、消去のほかに返還を入れたというのはどういう意味なのでしょうか。

**【会 長】**

どこか下敷きがあったと考えられますね。

**【総務部長】**

先ほどこちらがお答えしましたように、原則は返還です。データそのものは返還、これが一番正しいことです。ただ、委託された作業の中でそれを複製してまた転写したり、他に入力したりするものもありますので、やはり原則としては返還ですが、廃棄又は消去というのは当然論理的にあり得るということですので、それについてやはり基本は他に漏れない、第三者に漏れないようにこちらとして

委託先にきちんと管理、監督することが当然必要だと思います。委託契約の中にも、当然検査という項目があります。当然疑問等何かあれば、こちらとして当該のところに入るといって、実態調査も当然できますので、それについてはいろいろな契約等ありますので、今後それについては管財課、総務課含めて時間がかかるかもしれませんが、研究課題にはしたいなと前から思っていましたので、そういうふうにはしたいと思います。

【会 長】

項目14の返還、廃棄又は消去というものの確認行為を具体的に何かあったときにどうするのか、きちんと每期毎終了時にやっているのかということになると、無限に担当課の責任と業務量が増えるので、やはり何か目に見える形で責任の移転というか、範囲というか、それが明確になっている方がやりやすいでしょうね。

【仮野委員】

現物返還が一番分かりやすいだろうけどね。

【会 長】

返還されたもので相手先に残って、それが流出したりするとおかしいわけですから、何か責任区分、管理範囲というのが可視化されることが必要だと思うのですね。そうでないと、消去なら消去したのを一々確認に行かなければいけないから、この確認行為があいまいになりがちですね。

【仮野委員】

信頼関係に基づいた表現ではあるのだろうけれども。

【会 長】

そうですね。それでは、これはそのことを含めて、時期が迫っておりますので、担当課並びに総務部におきまして、そこをよく監修していただいて、現実的な対応をしていただきたい。次回、簡単な報告をいただければと思います。

それでは、この件を承認いたします。

それでは、「その他」の事項に移ります。前回の諮問の報告につきましては、既に報告を審議事項と合わせて承認いたしております。それでは、条例の運用状況について御説明をお願いします。

【総務課長】

お手元に小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況の平成18年度版をお配りしております。これについては、今、全部御覧になるといってはいかないと思いますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

す。運用状況については以上でございます。

【会 長】

ありがとうございました。それでは、続いて、審議会委員の任期満了について、総務課長から御説明をお願いいたします。

【総務課長】

本日の審議会ですら最後になるということで、任期で言いますと9月いっぱい本審議会の委員の任期が終了いたします。この2年間、非常に精力的に御審議いただきました。この場を借りて感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

【会 長】

それでは、最後に次回の開催日程ですが、会場の都合で事務局案として11月6日（火）となっております。先ほどの任期満了に伴う件がございますが、よろしいでしょうか。

では、次回は11月6日（火）午後6時から当801会議室において開催いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会といたします。本日は大変お暑い中、また、御多忙の中御出席いただきましたこと、また、本審議会が2年間にわたり小金井市民の立場に立って慎重審議できましたことを会長からも御礼申し上げまして、これもちまして本日のすべての審議を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。